

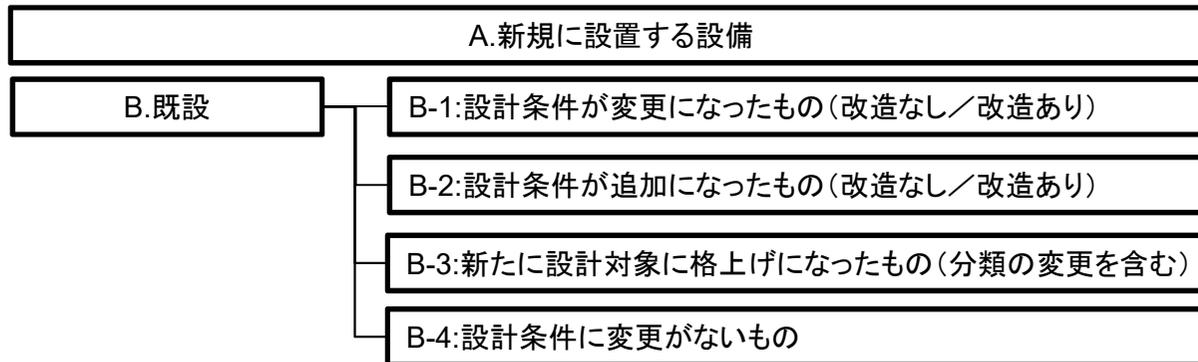
第2回申請に向けた取組状況

- ◆ これまで設工認申請に携わる要員の許可事項の理解、許可事項に基づき実施した設計図書に対するチェックが十分に実施できていなかった。また、積極的に現場に足を運び新設等した設備の状態を確認することが十分に実施できていなかった。
- ◆ 自らが出来ていないこと、理解できていないことを認識し、全ての新規制基準に係る設計図書をしっかり確認するとともに、工事が進んでいる現場で新設等した設備の状態を確認した。
- ◆ 上記の活動は、今後も継続して実施していく。
- ◆ また、上記活動に加え、令和2年6月24日の規制員会文書の内容を今一度確認し、第2回の設工認申請に向けて、今後説明すべき要点などが一定程度纏まってきた。



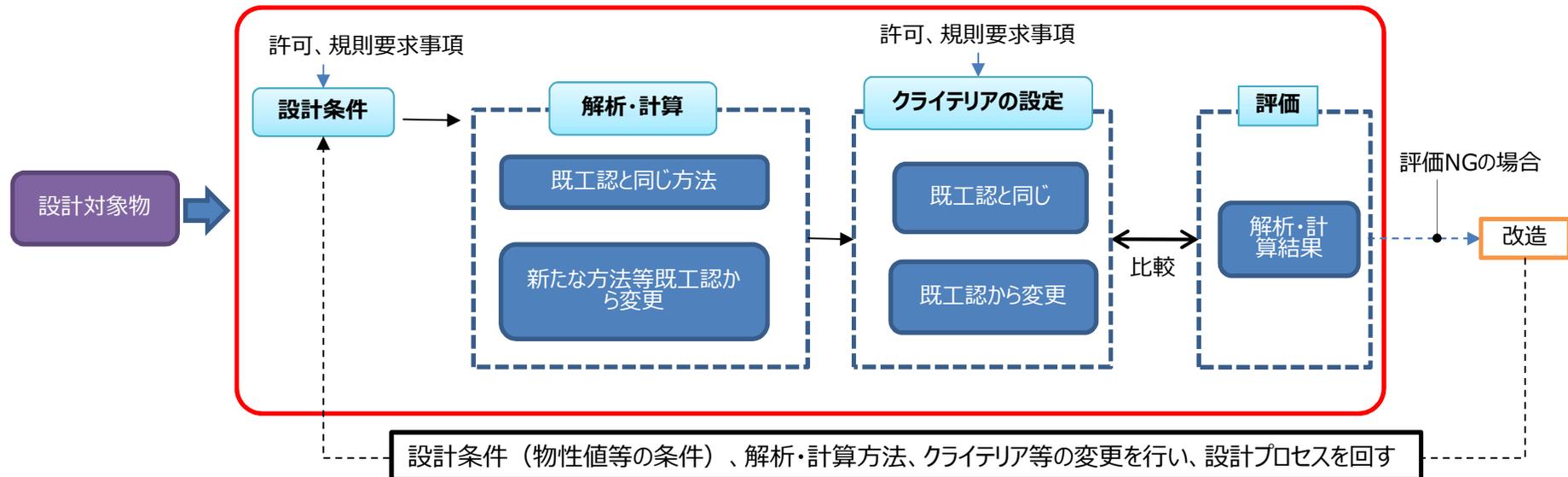
第2回申請に向けた取組状況

設備のパターン化



設計プロセスの説明ポイントの整理

- ✓ 設計として計算・評価を行うものは、いずれも同様の設計プロセス（設計条件⇒計算・解析⇒計算・解析結果をクライテリアと比較し評価）で整理できる。



- 設備の観点での分類を踏まえ、設計プロセスの説明ポイントを整理することにより説明の観点が明確となる。

設計プロセスの説明ポイントの整理

A:新規に設置する設備：（例）重大事故等対処設備

✓ 新規設備であることから、設計プロセスに沿って一通りの説明を実施

B-1：設計条件が変更になったもの：（例）耐震の基準地震動の変更等

✓ 設計条件：設計条件の妥当性、既認可と違いが生じた点、設計に対する影響の有無

✓ 解析・計算方法：既認可から変更がない場合は変更しないことの妥当性、変更した場合は変更した方法の妥当性

✓ クライテリア：解析・計算方法と同様に、変更の有無によってその妥当性

B-2：設計条件が追加になったもの：（例）外部からの衝撃による損傷の防止等の新規要求事項

✓ 設計条件：許可・規則要求を踏まえた設計条件の設定の考え方・妥当性

✓ 解析・計算方法：ガイド等に基づき設定した方法の妥当性

✓ クライテリア：許可・規則要求との関係を踏まえた妥当性

B-3：新たに設計対象に格上げになったもの(分類の変更を含む)：（例）建屋換気設備

✓ 設計プロセスに沿って一通りの説明を実施

✓ ただし、既認可の設備と類似し、同じ方法を採用する部分については、類似性を含めて設計条件、解析・計算方法等の妥当性

B-4：設計条件に変更がないもの：（例）閉じ込めに係る崩壊熱除去評価、材料・構造に係る材料選定、強度評価

✓ 既認可から変更がないこと